

監 査 報 告 書

学校法人茨木学園

理事長 中 好枝 様

私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条及び第34条により、令和3年度学校法人茨木学園の業務及び財産の状況について、事業報告書及び計算書類及び関係諸簿、証拠書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人茨木学園の令和4年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月21日

学校法人茨木学園

監 事 澤 田 直 樹

監 事 南 衛

監事 澤田 直樹及び監事 南 衛は両名とも私立学校法38条第5項に定める外部監事
であります。